様式第十一号の二を次のように改める。

様式第十一号の二（第二十二条関係）

□健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・厚生年金保険７０歳以上被用者不該当届

様式コード２２０１　1.個人番号

10.被保険者氏名　フリガナ（カタカナ）

12.生年月日（大正 昭和 平成 令和）　年　月　日

17.社会保険事業所整理記号　18.社会保険事業所番号　19.社会保険被保険者整理番号

20.基礎年金番号（個人番号を記入した場合は、記入は不要です。）　21.社会保険喪失年月日（5 昭和 7 平成 9 令和）元号 年 月 日　22.社会保険喪失原因（4 退職等（令和 年 月 日退職等） 5 死亡（令和 年 月 日死亡） 7 75歳到達（健康保険のみ喪失） 9 障害認定（健康保険のみ喪失））

23.備考
該当する項目を○で囲んでください。
1 二以上事業所勤務者の喪失
2 退職後の継続再雇用者の喪失
3 その他（　　）

24.保険証回収
添付　　枚
返不能　　枚
※保険証を回収できない場合は、必ず「被保険者証回収不能届」をご提出ください。

25.７０歳以上不該当
（チェックを入れて、退職日または死亡日を記入してください）
（5 昭和 7 平成 9 令和）元号 年 月 日

35.事業所名称

令和　年　月　日提出

住所〒
事業主　氏名
電話番号

社会保険労務士記載欄		氏名

附則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。